

多市福第201号
令和2年4月30日

保護者の皆さまへ

多久市役所 福祉課

新型コロナウイルス感染症の拡大による
緊急事態宣言を受けての対応について【期間延長】

4月16日に緊急事態宣言の対象地域が拡大されることとなり、不要・不急の外出などを避け、密集・密接・密閉という環境を減らすよう要請が続いています。

保育施設についても、5月6日までは可能な限り家庭保育を実施していただくよう要請しておりますが、今回、家庭保育の要請期間を5月10日まで延長することとなりました。保育の提供をできる限り続けながらも、少しでも保育施設のリスクや負担を軽減できるように協力いただきますようお願いいたします。

1. 要請内容

仕事の状況により保育できない方以外は、休園して家庭保育を行ってください。

2. 要請期間

5月10日（日）まで （状況により延長となる場合があります）

3. 保育料について

家庭保育を行った日数に応じて日割計算して還付します。

4. その他注意事項

家庭保育期間中は、不要・不急の外出は避けてください。

※ 要請後も継続して通園される方でも、37.5℃以上の発熱があったときは、解熱後24時間を超えて休園し、感染防止に努めてください。（咳などの症状回復にも配慮してください）この期間の保育料も日割計算して還付します。

お問い合わせ先

多久市役所 福祉課 こども係
電話 75-6118